

(様式第4号)

介護保険運営協議会 会議概要

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 審議会名 | 上田市介護保険運営協議会 |
| 2 | 日時 | 令和8年3月17日 午後1時30分から午後3時00分まで |
| 3 | 会場 | |
| 4 | 出席者 | 鳥羽委員(会長)、内河委員、萱津委員、柴崎委員、土屋委員、堀委員、山浦委員、竹内委員、西山委員 |
| 5 | 市側出席者 | 長田福祉部長、西澤高齢者介護課長、高寺地域包括ケア推進係長、酒井高齢者支援担当係長、山寺高齢者支援担当係長、甲田介護保険担当係長、小岩井介護保険担当係長、小林高齢者支援担当係長、富沢高齢者支援担当係長、小山高齢者支援担当係長、介護保険担当 小山主事 |
| 6 | 公開・非公開等の別 | 公開 一部公開 ・ 非公開 |
| 7 | 傍聴者 | 0人 記者 0人 |
| 8 | 会議概要作成年月日 | 令和8年3月23日 |

協議事項等

1 回 回 (高齢者介護課長)

2 あいさつ

3 協議事項 (鳥羽会長の進行)

(1) 令和8年度地域包括支援センターの運営方針について 資料1

(2) 報告事項

① 高齢者福祉事業の状況について 資料2～資料5

② 介護保険事業の状況について 資料6

③ 介護サービスの基盤整備について 資料7

協議概要

(1) 令和8年度地域包括支援センターの運営方針について (資料1を説明)

《会長》 ご質問いかがでしょうか。

《委員》 ご説明いただいたことについてなんですけれども今のご説明によると、例えば隣接する地域包括支援センターにおいて、3職種の配置が例えば4と2で6で満たしているというふうにおっしゃったんですけれどもそれを結局3職種2人確保されるという意味なんですか。

それからもう一つ先ほど具体的な例で常勤7時間45分、非常勤8時間とおっしゃってこの換算方法で非常勤を常勤として1.0以上いるという説明だと1.03ぐらいあると思うんですがそういう換算でよろしいのでしょうか。

《事務局》 3職種の方ですけれども4と2になっても、合計で3、3になっていれば大丈夫。

1.03人になってしまうことは、1.0人以上であればいいので、増えることには全然構いません。

《委員》 もう一つ規定によるとあくまで職種・期間を市の方へ報告という形になっておりますが、いうことはあくまでもこれは建前とか言われますが現状暫定的措置として、期間限定ということで認めていくという形なんですか。

《事務局》 期間限定という考え方はあまり持っておりません。実態に合わせていくというような考え方になります。

《委員》 8 ページのところ委託料への影響で委託料の減額はないというふうになっていてこれは常勤換算の委託料なのですが、このプランのところで、自治会の圏域枠が変わっています。例えば中央の蛇沢、神科の染屋が神川に入ってきてセンター圏域が変わってわってきている中で包括支援センター10ヶ所が平等な委託料になっていますが、世帯数が圏域の中でかなり違ってきている中で同じ人数で同じようにやるのはとても大変だと思います。少ないところはプラスアルファの生活支援コーディネーターを配置できたりするんですけど広がったところは、3職種で回るのがやっとならぬところもあります。今後、世帯数に合わせて委託料を変えていただくということを検討していくということをお考えかどうかというのをお聞きしたい。

《事務局》 世帯戸数の少ないところと多いところとの、業務の初見と、重さは確かにあるかと思えます。今基準としましては3人正規職員3人雇った場合の委託料を基本出して、もう一つ、加えて出すっていうのが、実績ベースで出してる委託料の部分があります。会議の回数に応じて、上乘せして出しているというようなところでございます。ですので、人件費のところはあまり動かすつもりはないんですけども、実績ベースのところでは払わなければならないものが、増減するのであれば、そこは少し考慮していく必要があると考えておりますが、今現時点でどこに厚みを持たすか、これから検討に入っていくとは思っておりますので、はっきりお答えはできませんけれども、課題ではあるということで認識はしております。

報告概要

①高齢者福祉事業の状況について（資料2～5を説明）

《会長》 こちらは長くなりますが2と5に関しまして委員の方ご質問いかがでしょうか。

《委員》 先ほどの資料2ですけれどもご説明ありましたように一人暮らし老人のところですけども、今後人は減っても率は同じでしょうね結局、最終的にその下に健康寿命の延伸に注力する必要があるというコメントがあるんですけども一人暮らしの私の周りにもいますけどね、去年、国勢調査やった時行ったら、この前元気だったのに亡くなっていたということがありましたけれども、そういうもの対策といいますかね、その辺はもうちょっと何か考えていただきたいとは思っております。

もう一点いろんな交流事業ですとか、ご紹介あったのですが、大きい自治会は自治会だけで麻雀をやっているのを知っていますし、こども食堂的なこともやったりとかね。

小さい自治会、例えば私が自治会長のとときにカフェなんかやったらどうかって頼まれて、誰がやるかって誰も手を挙げてくれないんですね。

そういうところの場合何とかこの隣の自治会とか合わせて、そういう交流の場っていうのができないものかなと思ってる。自治会単独としては個人的な繋がりに頼っちゃうぐらいのことしかできないので、その辺については何かないかと思うんですけど。

《事務局》 一人暮らしの増加ですね。すぐに良い対策というのはなかなかなく、ご本人の生活もございますし、考え方もあるのですけれども、この一つの原因というのがはっきりわかっておりまして、バブル景気のはじけた後の世代が、この50代の前半の方々になります。

要は特に大都会が多いのですけれども、ちゃんとした正規の職に就けなくて、結婚資金も貯められず結婚の時期を延ばしてしまい、いつまでも職に就いてないと引きこもりになってしまったりだとかいう方々の割合も増えてくる。

それで一つの問題として8050っていう代表的な言葉が生まれておりますが、80代の親の年金の生活の中で、50代の所得が低い人たちも一緒に暮らしている。親がだんだんと介護が必要になってくるとひどい話になると虐待に繋がってしまう。

そのスタートの時点の解明が進んでいるのですけれども、対応策が今のところまだ明確なものではできていない状況ではない。国も含めて取り組みを始めておりまして、検討が開始されていると思えます。

上田市としてもどんなことができるのかこれから考えながら進めていかなければならない

大きな課題の一つでございます。

小さな自治会単位でサロンが作れないで課題もございます。

特に中山間地域をみますと、若い方々は平らな方へうちを建てて引っ越してしまっていて、高齢の方のご夫婦だけが残されているというような地域が非常に多くなってきておりまして、年を追うごとに活動の回数、それから開催されていた団体のリーダーがいなくなって解散した、中止になってしまうというような話も聞こえてきております。

その地域のリーダーを我々いつも探しています。声掛けができて動いていただける方がいればその方を中心に、何とか地域で繋がりを求めて立ち上げたいということで、各地域の担当者も含めて動いておりますが、なかなか立ち上がるのは難しいというのが現実でございます。

私達の高齢者に対する健康寿命の延伸の一番の考え方は社会との繋がりをずっと長い間続けていただく、保ち続けるということが健康寿命の一番のスタート地点だと考えております。

社会との繋がりが切れると、家の中に閉じこもりがちになり、人と話すことが少なくなり、食事もお味噌汁とお漬物とご飯だけというような栄養価の低い食事が増えていき、フレイル、介護保険のお世話になるというようなスピード感が増してしまうということが研究結果でわかっておりますので、高齢の方々が出かける場所をたくさんあるように、そういった出かける場所の創出に力を入れていきたいと思っております。

我々高齢者介護課の方も、一つは介護保険の過不足ない提供が継続的にできること、もう一つは、皆さんの社会的な繋がりがずっと保てるような、健康寿命が延びるような取り組みを続けていく、この二つの目的のために、知恵を絞ってこれからも取り組みを進めてまいりたいと思っております。

《委員》 資料3の高齢者虐待通報の受付のところで、下のところに令和7年度の上半期の通報件数が12例、虐待と判断したものが2件というふうになっております。なかなか虐待が表に出てこない、在宅においても施設においてもということですが、実際長野市や飯山市では対応が遅くて地方紙に書かれてから慌てて作業したりというところがありますけれど対応に困ったときに、弁護士と社会福祉士が専門職チームを作って、行政を支援するという制度があります。最近長野県内でもいろんな市町村から連絡が来て、通常だったら弁護士費用がもったかかるんですが専門職チームの場合は定額で派遣して、行政の支援をするというのがあり、上田市の場合はそういうものの予算化をしているのでしょうか。

万が一そういう場合、訴訟になるかならないかを弁護士の判断によって聞いたり、それを使っていざとなったら使ってみようとかっていうことはあるのでしょうか。

《事務局》 上田市で今そういった予算化や、すぐにそういったところと協働をしながらやるという現状ではございません。今すぐ検討化という状況でもございません。

そういった話は私も若干知っておりますが、そういったところに相談までしないといけないような案件がキャッチできていないという表現が正しいのか、発生してないという表現が正しいのかちょっとわかりませんが今目の前にないのが現状です。

この虐待の通報を受けて、本当に虐待かどうかという判断も、なかなか難しい。家族内の喧嘩の延長線上なのか、本当に精神的、肉体的、経済的な虐待なのか判別が難しい案件、グレーな案件も徐々に増えてきています。

また家族の同意、本人の同意が得られなくて我々が介入できないような案件もあったりし、困る案件もあります。

いずれにしても少しずつ増えている感もありまして、今現在何とか職員もしくは包括そういったところの方々とケアマネージャーさん、非常にキーパーソンになられるのですが、そういった方々と協働しながら対応はしているところでございます。

どうしたらいいのかわからないような大きい困難な状況があった時には、そういったところへご協力を切にお願いするかもしれませんが、現時点で今のところ具体的に動いてはおりません。

《委員》 虐待かどうかで分離するか、サービス使うかっていうのを、虐待疑いがあった時点で、本人の同意は必要ないはずですが、本人の同意については、ことが大きくならないうちにそういうのもあるというのを覚えておいただければそんなに高額な料金で派遣ではないので、できるだけ早期発見早期対応するためには、そういう専門職チームも長野県で要請が増えてきて

いますので早いうちに使っていただければ大事にならない虐待で対応ができるかなと思いますのでぜひご検討ください。

《会長》 他、よろしいでしょうか。では、報告事項の6に進みまして介護サービスの置き基盤整備につきまして資料7の説明をよろしく願いいたします。

② 介護保険事業の状況について (資料6)

③ 介護サービスの基盤整備について (資料7) について説明

《会長》 ②③資料6につきましてご質問いかがでしょうか。

《委員》 資料7の2ですが、先ほどご説明があった定期巡回随時対応型訪問介護看護ですが、これほど応募がなかったので来年度全地域対象にして募集をかけるということです。その場合、例えば全市対応みたいになりかねないが、移動にかかる時間、費用等を考えた場合に、業者さんが赤字になってしまうのではないかと心配があるのですが市の方では何か対応を考えてらっしゃるんですか。

《事務局》 介護保険事業、基本は事業者に経営を任せしておりますので、そこまでの補助ですとか、そういったことは考えておりません。

ただ、ショートステイ、特にベッド数において、一時的にお泊りできるようなところ、それとあわせて24時間対応のできるサービス、自分の自宅で、自分の住んでいる地域で最期までお暮しできるようなサービスは重要だというふうに考えておりますので、本来であれば、少ない地域に作りたいのですけれども、今そういうことができかねる状況になっているということ把握しておりますので、それよりは数をしっかり当面は補充といいますか補填をしっかり整えていきたいと考えて、来年度から全市を対象に募集をかけていくというふうに舵を切ったところでございます。

《会長》 他、委員の方いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは議題協議事項等報告事項ですけど、これで終了したいと思います。

* 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政管理課へ提出してください。

* 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。